

笹間地区コミュニティ会議規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は笹間地区コミュニティ会議(以下「本会」という。)と称し、事務所を笹間振興センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、地域住民間の相互信頼を育て、健康で明るい豊かな地域づくりを目途に、住民参加のもと実施計画をたて、その円滑な推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、下記の諸事業を行う。

コミュニティ整備計画の立案、策定及びその実施推進に関すること。

地区の環境整備並びに発展に関すること。

地域住民の生活を向上させる諸事業に関すること。

その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(構成員)

第4条 本会は、笹間地区内に居住する者を構成員とする。

(役員及び顧問)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

幹事 若干名

監事 2名

事務局長 1名

2 本会に、必要に応じて顧問を置くことができる。

(役員及び顧問の選出等)

第6条 役員は、別表第1に定める者をもって充て、総会においてそれぞれ選出する。

2 顧問は、会長が役員会に諮って、委嘱するものとする。

(役員及び顧問の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

幹事は、情報等の収集を行い、円滑な会務の運営に努める。

監事は、会計処理を監査する。

事務局長は、本会の会計、庶務を担当する。

2 顧問は、本会に対し、提言、助言を行うものとする。

3 役員及び顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 欠員により選出された役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(代議員)

第 8 条 本会に、第 9 条第 2 項に定める重要事項及び本会運営に関する事項を審議するため代議員を置く。

2 代議員は、各行政区から選出された者 31 人をもって構成するものとし、それぞれの定数は別表第 2 のとおりとする。

3 代議員の任期及び欠員に伴い選任された代議員の任期は、第 7 条第 3 項及び同条第 4 項を準用する。

(会議)

第 9 条 本会の会議は、総会、代議員会及び役員会とし会長が招集する。

2 総会は、年 1 回とし、次の事項を審議する。

事業計画及び予算

事業報告及び決算

役員を選出

規約の制定及び改廃

その他本会に関する重要な事項

3 代議員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 役員会は、会長が必要と認めたときに開催し、総会提出議案、事業運営方法等を審議する。

5 会長が必要と認めたとき、又は役員会の要求があったときは、臨時に総会を開催することができる。

6 総会及び代議員会の議長は、代議員の中から選出する。

7 総会及び代議員会は代議員の半数以上の出席で成立し、議事は出席代議員の過半数で決する。

(会計)

第 10 条 本会の経費は、花巻市地域づくり交付金、その他をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(補則)

第 11 条 本会の運営上必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定めることができるものとする。

附 則

この規約は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 19 年 5 月 28 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 19 年度及び平成 20 年度の役員及び顧問の任期については、第 7 条第 3 項の規定にかかわらず施行の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

3 平成 19 年度の会計年度は、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、本会設立の日から翌年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 19 年 7 月 17 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正まえになされた処分、手続きその他行為は、この規約の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 平成 19 年度及び平成 20 年度の代議員の任期については、第 8 条第 3 項の規定にかかわらず施行の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

別表第 1 (第 6 条関係)

No	職 名	備 考
1	轟 木 行 政 区 長	
2	北 笹 間 行 政 区 長	
3	中 笹 間 行 政 区 長	
4	南 笹 間 行 政 区 長	
5	栃 内 行 政 区 長	
6	横 志 田 行 政 区 長	
7	尻 平 川 行 政 区 長	
8	J A い わ て 花 巻 笹 間 支 店 長	
9	笹 間 体 育 協 会 会 長	
10	笹 間 民 生 児 童 委 員 協 議 会 会 長	
11	花 巻 市 社 会 福 祉 協 議 会 笹 間 支 部 長	
12	笹 間 地 区 衛 生 組 合 組 合 長	
13	交 通 安 全 協 会 笹 間 支 部 支 部 長	
14	笹 間 防 犯 協 会 会 長	
15	消 防 第 7 分 団 長	
16	笹 間 婦 人 会 会 長	
17	笹 間 地 区 自 治 公 民 館 連 絡 協 議 会 会 長	
18	笹 間 地 区 老 人 ク ラ ブ 連 合 会 会 長	
19	笹 間 地 区 食 生 活 改 善 推 進 協 議 会 会 長	
20	西 南 地 区 教 育 振 興 協 議 会 笹 間 代 表	
21	笹 間 地 区 各 種 団 体 連 絡 局 議 会 会 長	

別表第 2 (第 8 条関係)

No	行 政 区	代 議 員 数
1	轟 木行政区	8 名
2	北笹間行政区	7 名
3	中笹間行政区	4 名
4	南笹間行政区	3 名
5	栃 内行政区	5 名
6	横志田行政区	3 名
7	尻平川行政区	1 名